

前橋市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の改正について（議案第69号）

経営企画課

1 改正の理由

水道法施行規則（厚生労働省令）の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

水道技術管理者の資格を定める規定において、事務を所管する大臣の名称を「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

3 施行期日

公布の日